

# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

## インコタームズ2020年版で規定されたト レード・タームズⅡ

### 3. 輸送費込み（指定仕向地）インコタームズ2020

CPT〔Carriage Paid To〕（named place of destination）Incoterms®2020

#### 1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

#### 2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、物品を運送人に引き渡すことにより、またはそのように引き渡された物品を調達することにより、利用された運送手段に適切な方法と場所で、運送人に物品の物理的な占有を与えることにより引渡の義務を果たすことになる。

物品がこの方法で買主に一旦引き渡されたら、売主は、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に到着することを保証しない。これは、危険は、物品が運送人に手渡されることにより買主に引き渡されるときに、売主から買主に移転するからである。それにもかかわらず、売主は、引き渡しから合意された仕向地までの物品の運送契約を行わなければならない。

もし売主が、運送契約のもとに指定仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

#### 3 引渡地（引渡地点）と仕向地

本規則では、二つの場所が重要である。一つは、物品が引き渡される（危険の移転のため）場所または地点（あるならば）であり、売買契約においてできる限り正確にその場所

内の地点を明らかにすべきである。および二つは、物品の仕向地として合意された場所または地点（売主が運送契約を締結する地点として）であり、売買契約においてできる限り正確に合意された仕向地内の地点を明らかにすべきである。

#### 4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

#### 5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。

### 4. 輸送費保険料込み（指定仕向地）インコタームズ2020

CIP〔Carriage and Insurance Paid to〕（named place of destination）Incoterms®2020

#### 1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

#### 2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、物品を運送人に引き渡すことにより、またはそのように引き渡された物品を調達することにより、利用された運送手段に適切な方法と場所で、運送人に物品の物理的な占有を与えることにより引渡の義務を果たすことになる。

# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

物品がこの方法で買主に一旦引き渡されたら、売主は、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に到着することを保証しない。これは、危険は、物品が運送人に手渡されることにより買主に引き渡されるときに、売主から買主に移転するからである。それにもかかわらず、売主は、引き渡しから合意された仕向地までの物品の運送契約を行わなければならない。また、売主は、運送中における物品の買主の滅失または損傷に対して保険契約を締結し、その保険料を負担する義務を負う。

もし売主が、運送契約のもとに指定仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

## 3 引渡地（引渡地点）と仕向地

本規則では、二つの場所が重要である。一つは、物品が引き渡される（危険の移転のため）場所または地点（あるならば）であり、売買契約においてできる限り正確にその場所内の地点を明らかにすべきである。および二つは、物品の仕向地として合意された場所または地点（売主が運送契約と保険契約を締結する地点として）であり、売買契約においてできる限り正確に合意された仕向地内の地点を明らかにすべきである。

## 4 保険

売主は、引渡地点から少なくとも仕向地点までの、買主が負担する危険に対する、物品の滅失または損傷を補償（担保）する保険契約を締結しなければならない。これは、仕向国が保険補償（担保）を仕向国内で付保することを求めている場合には難しいかもしれない。この場合、両当事者は、CPTで売買すべきである。また、買主は、インコタームズ2020年版のCIP規則にもとづいて、売主が、協会貨物約款（C）にもとづく、より限定された補償（担保）よりもむしろ、協会貨物

約款（A）または同種の約款に応じる広範囲な保険補償（担保）を得ることを求められることに留意すべきである。しかし、両当事者がより狭い補償（担保）に合意することは自由である。

## 5 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

## 6 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。